

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により，大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので，法第6条第6項の規定に基づき，次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成26年12月26日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所

藤田観光株式会社

代表取締役社長 瀬川 章

東京都文京区関口2-10-8

2 届出の概要

（1）大規模小売店舗の名称及び所在地

京都国際ホテル

京都市中京区油小路通二条下ル二条油小路町284番地

（2）大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,882 m²

（3）大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0 m²

（4）大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000 m²）以下となる日

平成26年12月26日

（5）変更する理由

営業終了のため

3 届出年月日

平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日

(産業観光局商工部商業振興課)